

令和6年度中山間地域等直接支払交付金事業

(1) 集落協定の概要

丹波市は、兵庫県中央東部に位置し、市内西部を南北に日本標準時子午線(東経135度)が通っている。太平洋へ流れる加古川、日本海へ流れる由良川の上流域に位置し、傾斜地が多い等の立地特性から、農業生産活動等を通じ国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮している。

しかしながら、担い手の高齢化、減少等により耕作放棄が増加等することにより国土の保全、水源かん養等の多面的機能の低下が特に懸念されている。

このため、丹波市では、耕作放棄の発生を防止し、多面的機能の確保を図る観点から、農業生産条件の不利を補正する中山間地域等直接支払交付金(以下、「交付金」という。)を令和6年度まで実施するものとする。

当該直接支払いにより、適正な農業生産活動が維持され洪水や土砂崩壊の防止、定住条件の向上等を通じ交付金の対象地域の経済活動や生活環境等が改善されるとともに、当該地域以外の地域の住民に対しても、水源のかん養、保健休養等の多面的機能が及ぶものと期待される。

このような効果が期待される交付金を円滑かつ効果的に実施する上での必要な事項として、集落協定・個別協定の共通事項、集落相互間の連携、交付金の使用方法、生産性・収益の向上、担い手の定着、生活環境の整備等に関する目標について定める。

(2) 協定農用地の基準別の面積及び交付額

地域名	集落名	田						畑			
		急傾斜		緩傾斜		超急傾斜【加算措置】		急傾斜		緩傾斜	
		面積 (㎡)	金額 (円)	面積 (㎡)	金額 (円)	面積 (㎡)	金額 (円)	面積 (㎡)	金額 (円)	面積 (㎡)	金額 (円)
青垣	大名草一ノ瀬	31,813	534,458	0	0	0	0	0	0	3,137	8,783
	山垣滝谷	54,745	919,716	0	0	0	0	0	0	0	0
	中佐治平野	0	0	47,398	379,184	0	0	0	0	0	0
	小計	86,558	1,454,174	47,398	379,184	0	0	0	0	3,137	8,783
春日	中山	15,155	254,604	0	0	0	0	0	0	0	0
	上三井庄	14,342	240,945	15,931	101,958	0	0	0	0	0	0
	小計	29,497	495,549	15,931	101,958	0	0	0	0	0	0
山南	谷川11区	71,073	1,492,533	0	0	49,514	297,084	0	0	0	0
	小新屋	0	0	35,221	225,414	0	0	0	0	0	0
	小計	71,073	1,492,533	35,221	225,414	49,514	297,084	0	0	0	0
市島	北奥前地	52,494	881,899	21,798	139,507	0	0	0	0	0	0
	末谷1	32,734	549,931	0	0	0	0	0	0	0	0
	北奥末谷	32,057	538,557	7,194	46,041	0	0	0	0	0	0
	塚原	45,673	767,306	0	0	0	0	0	0	0	0
	神池	14,328	240,710	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	177,286	2,978,403	28,992	185,548	0	0	0	0	0	0
合計		364,414	6,420,659	127,542	892,104	49,514	297,084	0	0	3,137	8,783

* 加算措置の面積については、急傾斜の面積のうち超急傾斜となる面積

(3) 集落協定締結数及び各集落への交付額

地域名	集落名	協定参加者数	合 計	
			面積(m ²)	金額(円)
青垣	大名草一ノ瀬	7	34,950	543,241
	山垣滝谷	16	54,745	919,716
	中佐治平野	9	47,398	379,184
	小計	32	137,093	1,842,141
春日	中山	8	15,155	254,604
	上三井庄	21	30,273	342,903
	小計	29	45,428	597,507
山南	谷川11区	12	71,073	1,789,617
	小新屋	10	35,221	225,414
	小計	22	106,294	2,015,031
市島	北奥前地	28	74,292	1,021,406
	末谷1	10	32,734	549,931
	北奥末谷	10	39,251	584,598
	塚原	8	45,673	767,306
	神池	5	14,328	240,710
	小計	61	206,278	3,163,951
合計		144	495,093	7,618,630

(4) 農業生産活動等の実施状況

1 農用地等の管理方法

ア 協定農用地については、農業者自ら、集落内外の担い手若しくは地元集落営農等が貸借、受託等により管理する等、集落協定参加者が協定に基づき管理する。

2 具体的に取り組む行為

ア 耕作放棄されそうな農用地については、集落内外の担い手農家等に利用権設定や農作業の委託を行う。

イ 農地法面の崩壊を未然に防止するため、協定参加者各々において点検を行う。

ウ 協定農用地への柵、ネット等の設置により鳥獣害防止対策を行う。

(5) 農業生産活動等の体制整備の実施状況

集落営農組織化及び法人化にかかる取り組み

*機械の共同利用による経費の削減